

番号	事件名	事件の概要	進行状況等
		組両沼支部書記長白岩正吉外52名に対し懲戒処分を行ったが、これを不服として昭和36年12月25日福島地方裁判所に訴の提起をなしたものである。(昭和47年9月19日、白岩正吉を除いて訴えの取り下げがなされた。)	
3	退学処分取消請求事件(仙台高裁昭和47年行ウ第8号)	県立磐城高等学校校長は元同校生徒Aが正当な事由なくして無断欠席を重ねたのに対し自宅謹慎に処したがAは服することなく、かえって処分は不当であると称して、学校において不法集会、ハnstの支援等を行い学校の秩序を著しく乱した。そのため学校長は無期停学、更に学則第29条第2項第4号に該当するとして退学処分を行った。本件はその取り消しを求め請求した事案である。	証人調べ中
4	損害賠償請求事件(福島地裁昭和48年(ワ)第186号)	昭和45年7月25日の小野川湖における女生徒の溺死事故が教員の過失行為によるものであるとして国家賠償法に基づき、県に対して800万円余の賠償を求めるもの。	口頭弁論中
5	聾学校高等部廃止等請求事件(福島地裁昭和49年行ウ第11号)	県教委は昭和48年度より聾学校の統廃合を進めてきたが、それに反対する原告等16名は、高等部の新設、廃止を定めた学則、転入学願不受理処分、寄宿舎入舎願の不許可処分の取り消しを求めて訴えの提起をした。	準備手続中
6	退学処分取り消し請求事件(福島地裁昭和51年行ウ第6号)	計画的なバイク等窃取事件を起こした生徒を退学処分に付したところ処分は不当であるとして提訴したものである。	口頭弁論中
7	損害賠償請求事件(福島地裁昭和51年(ワ)第286号)	5の事件と同一内容で県に対して損害賠償を請求するものである。	口頭弁論中

2 不利益処分審査請求事件の概要及び進行状況等

番号	事件名	事件の概要	進行状況等
1	懲戒処分取消請求事件(白岩正吉)	訴訟事件の1と同内容のものであって、審査請求前置主義の建て前から昭和33年12月28日県人事委員会に対し、不利益処分審査請求をなしたものである。	同一事件が訴訟事件として福島地裁に係属している関係からその推移にまつこととし、現在審査は行われていない。
2	懲戒処分取消請求事件(白岩正吉)	訴訟事件の2と同内容のものであって、審査請求前置主義の建て前から昭和35年1月26日県人事委員会に対し、不利益処分審査請求をなしたものである。	同上
3	懲戒処分取消請求事件(松崎孝也)	生徒の進路指導につき行き過ぎがあり、その結果憲法の保障する職業選択の自由を侵したものととして県立川口高校教諭松崎孝也に対し懲戒処分を行ったところ、学校における正常な進路指導に対してなされた不当かつ不利益な懲戒処分であるとしてこの審査を請求したものである。	答弁書提出後期日未定
4	懲戒処分取消請求事件(5.19事案)	昭和47年5月19日、給与の大幅引き上げ等を目的とする日教組のストライキに際し、上司の許可なく無断で職場を離脱した高校教職員に対し服務義務違反を理由に懲戒処分に付した。この懲戒処分を不服として県人事委員会にその取り消しを求めたものである。	期日未定
5	懲戒処分取消請求事件(4.27事案)	昭和48年4月27日の日教組統一行動に際し、上司の許可なく職場を放棄した公立学校教職員に対して懲戒処分に付したところその取り消しを求めるもの。	期日未定
6	懲戒処分取消請求事件(4.11、4.13事案)	昭和49年4月11日、4月13日の日教組統一行動に際し、上司の許可なく職場を放棄した公立学校教職員に対して懲戒処分に付したところその取り消しを求めるもの。	期日未定